除去土壌等適正管理・原状回復等事業

【令和７年度要求額 15,901百万円（ 14,981百万円）】

環境省

面的除染完了後の事後処理を実施します。

1. 事業目的

除染により生じた除去土壌等の仮置場での適正な管理、中間貯蔵施設に搬出し終えた仮置場の原状回復、除染廃棄物の焼却による減容化、除染後の適切なフォローアップ等、面的除染完了後の対応を着実に実施する。

2. 事業内容

（1）除染特別地域における除去土壌等の適正管理・原状回復等
14,760百万円（ 14,044百万円）

仮置場における除去土壌等の管理、搬出完了後の原状回復、減容化、フォローアップ除染等

（2）地方公共団体による除去土壌等の適正管理・原状回復等に対する財政措置
1,141百万円（ 937百万円）

仮置場等における除去土壌等の管理、搬出(端末輸送)・搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ等

（参考）
令和６年４月末時点で、福島県内の仮置場の総数約1,370箇所のうち約1,360箇所余りが搬出完了。搬出後の仮置場の原状回復及び残りの仮置場の適正な管理を実施。

3. 事業スキーム

■事業形態　請負事業／直接補助事業／直接補助事業（基金）

■請負補助対象　民間事業者／地方自治体／福島県

■実施期間　平成23年度～

4. 事業イメージ

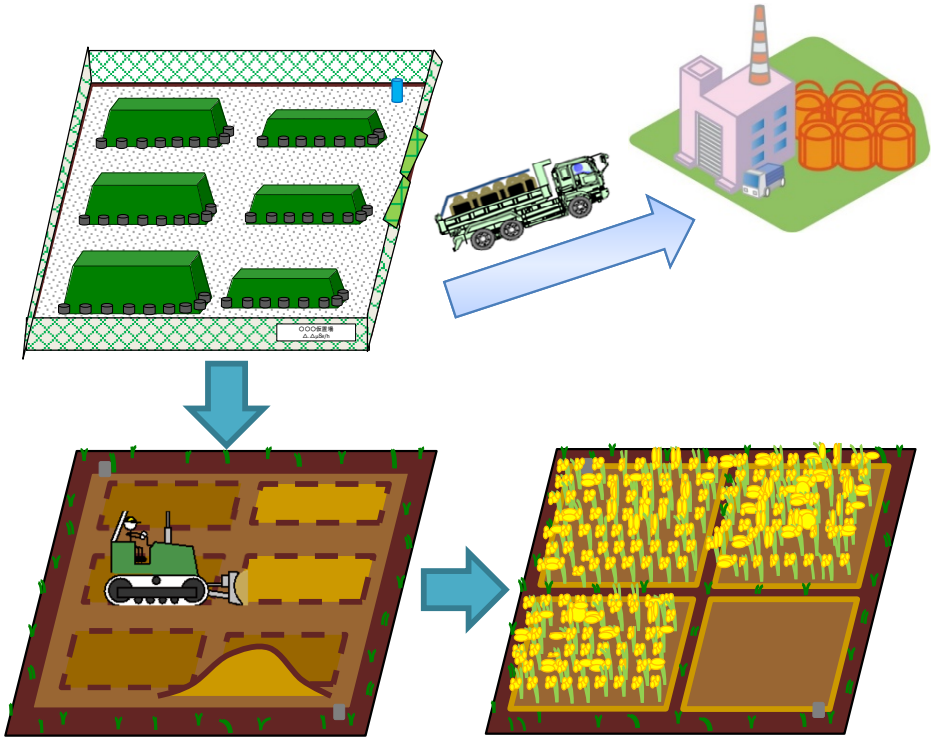

お問合せ先：　環境省　環境再生・資源循環局　環境再生事業担当参事官室　電話：03-5521-9267